

教育委員会会議 定例会

令和3年6月9日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 8 号 県議会に提出する予定案件について

第 9 号 山梨県教員育成協議会委員の委嘱・任命について

第 10 号 職員の処分について

2 報告事項

な し

3 その他報告

(3) 山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について

議案第 8 号

県議会に提出する予定案件について [別途資料配付]

議案第 9 号

山梨県教員育成協議会委員の委嘱・任命について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）により、山梨県教員育成協議会の委員を別紙のとおり委嘱又は任命する。

提案理由

教育公務員特例法に基づき設置した山梨県教員育成協議会の委員を委嘱・任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名	山梨県教員育成協議会委員の委嘱・任命について
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年11月28日に教育公務員特例法（以下「教特法」）の一部が改正され、平成29年4月1日に施行された。 ○ 改正の趣旨は大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築すること。 ○ 具体的には、教師がキャリアステージに応じて修得すべき能力を示す指標を策定し、<u>教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議を行う。</u> ○ <u>平成29年5月、教特法の規定に基づき、県教育委員会と大学等が連携して教員育成に関する協議を行うため、山梨県教員育成協議会を設置した。</u> ○ 今回は、本協議会の令和3年度の委員の委嘱・任命を行うものである（委員の委嘱・任命は単年度ごとに行っている）。 <p>【参考 主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年11月、「やまなし教員等育成指標」にかかる検討。 ○ 平成29年11月、教員育成指標に基づく「研修計画」にかかる検討。 ○ 令和元年11月、「やまなし教員等育成指標」の一部改訂にかかる検討。
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置目的 <ul style="list-style-type: none"> 教員の主体的な学びを支える様々な取組を進めるための基盤として、山梨県教育委員会と大学等が教員養成ビジョンを共有し、養成や研修等の内容を検討・調整するため、教育公務員特例法第22条の5第1項に基づき設置する。 2 委員数 <ul style="list-style-type: none"> 10名（別紙名簿） 3 委員の要件 <ul style="list-style-type: none"> (1) 指標を策定する任命権者 (2) 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学として文部科学省令で定める者 (3) その他当該任命権者が必要と認める者 4 委員の職務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 教育公務員特例法第22条の3第1項に定める校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定及び変更に関する協議 (2) 指標に基づく校長及び教員の資質能力の向上に関する協議 (3) その他校長及び教員の養成、採用及び研修に関して必要な事項に関する協議 5 委員の委嘱及び第1回協議会 <ul style="list-style-type: none"> (1) 日時 令和3年7月19日（月）午前10時～（予定） (2) 会場 山梨県庁防災新館3階 教育委員会室

議案第 10 号

職員の処分について [別途資料配付]

山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について

1 根拠法令等

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び山梨県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年山梨県条例第21号）により設置

2 職務

いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関として、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策について調査審議する。また、同法第28条第1項の規定により、県立学校の設置者の下に設ける組織を兼ね、県立学校で重大事態が発生した場合には、この組織を調査組織とする。

3 組織

(1) 委員の定数

20人以内

(2) 委員の要件

学識経験のある者及び関係行政機関のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(3) 委員の任期

2年

(4) 委員の服務

守秘義務

4 今回の委嘱・任命について

理由：山梨県いじめ防止対策推進法施行条例の下に設置された山梨県立学校いじめ問題対策委員会において、辞任の申し出や充て職者のうち人事異動があった7名の委員の後任者を、新たに委員を委嘱・任命する必要があるため。

任期：前任者の残任期間（令和4年3月31日まで）